

# 選挙権年齢及び民法の成年年齢等の引下げ問題

## ～国民投票の投票権年齢を18歳以上とすることに伴う引下げ～

日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局

みやした しげる  
宮下 茂

### 1. はじめに

憲法96条においては、憲法改正は、衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を得て、国会が発議した後、国民投票において、過半数の賛成を得る必要があると規定されている。この手続を定める「日本国憲法の改正手続に関する法律」（いわゆる国民投票法）は、平成19年5月18日に公布され、22年5月18日から施行される。

国民投票法3条においては、国民投票の投票権年齢は18歳以上とされている。ただし、附則3条において条件が規定されており、国民投票法が施行されるまでの間に、公職選挙法及び民法等について検討し、法制上の措置を講ずる必要があるとされている。なお、この措置が講ぜられ、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、投票権年齢は20歳以上となる。

民法の成年年齢を引き下げるならば、多くの法定年齢も引き下げることになる可能性が高い。なぜならば、成年年齢を引き下げることは、民法上の行為能力の制限や、親権の行使の問題にとどまらず、日本社会が何歳以上の人を大人として扱っていくのかという根本的な問題に関する議論を惹起し、社会制度、法制度全般に大きな影響を与えることとなるからである。

しかし、選挙権年齢及び成年年齢等の引下げは、18歳前後の若者の人生のみならず、国民の幸福や国の繁栄にも大きな影響を及ぼす可能性が高い。しかも、選挙権年齢及び成年年齢等に関する情報や有識者の意見はまだ少なく、世論調査の結果によれば、引下げに対する国民の反対の声も多い。このため、選挙権年齢及び成年年齢等を引き下げても問題はないのか、目的や実態に照らして、早急かつ網羅的に確認する必要がある。

そこで、選挙権年齢及び成年年齢等が20歳以上にされてきたのはなぜか、諸外国において選挙権年齢及び成年年齢等を引き下げたが、それはなぜか、年齢引下げに関して国民や有識者はどう考えているのか等に関して整理することとする。

### 2. 国民投票法附則3条の意味と対応

#### (1) 国民投票法3条と附則3条

投票権年齢に関して、国民投票法3条においては「日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。」、附則3条においては「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等と

なるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第3条、第22条第1項、第35条及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。」と規定されている。

附則3条が規定された背景には、自民、公明の両与党と民主党とがそれぞれ当初の国民投票法案を衆議院に提出したとき、投票権年齢について与党が20歳以上、民主党が18歳以上、場合によっては16歳以上、としたことがある。しかし、その後、与党は、投票権年齢、選挙権年齢及び民法の成年年齢等を一体的に18歳以上とすることで、若者の意見を国政に的確に反映するとともに、若者に責任も負担してもらふ必要があるとの立法判断を行った<sup>1</sup>。この立法判断に基づいて、法案3条に投票権年齢を18歳以上とすることを明記するとともに、附則3条を盛り込む修正を加えた。この法案が成立して、国民投票法となった。

しかし、附則3条に関しては、投票権年齢を18歳以上にするために、具体的にどの法律の、どの規定をどう改正することが必要となるのか等が必ずしも明らかではない。

## （2）必要な法制上の措置に関する説明

国民投票法発議者は、附則3条に規定されている法制上の措置が必要となる理由として、第一に、投票権、選挙権はいずれも参政権であるので、投票権年齢と選挙権年齢は一致すべきであること<sup>2</sup>、第二に、投票権年齢と選挙権年齢は一致しているのが世界の大半であり、いずれも18歳以上であること<sup>3</sup>、第三に、選挙権の判断能力と民法上の判断能力とは同一であるので、選挙権年齢と民法の成年年齢も一致すべきであること<sup>4</sup>、第四に、投票権年齢、成年年齢はいずれも18歳以上とするのが世界の大半であることを挙げている<sup>5</sup>。

以上の理由から、必要な法制上の措置として、選挙権年齢及び成年年齢を18歳以上に引き下げる必要があると説明している<sup>6</sup>。ただし、選挙権年齢を18歳以上に引き下げるのみでもよいとの説明や<sup>7</sup>、少年法の少年年齢も18歳未満に引き下げる必要があるとの示唆もなされており<sup>8</sup>、必要な法制上の措置が何かは必ずしも特定できない。

次に、国民投票法が施行されるまでの間に、公職選挙法及び民法に関して改正、公布又は施行、いずれの段階まで進める必要があるのかも問題となる。国民投票法発議者は、公職選挙法及び民法について改正、公布までなされることを想定しているが<sup>9</sup>、公職選挙法については施行されることが望ましいと説明している<sup>10</sup>。

## （3）政府による対応

国民投票法附則3条に関して、各府省は、平成21年の臨時国会又は22年の通常国会への法案提出を念頭に対応方針を検討することが、19年11月、「年齢条項の見直しに関する検討委員会」で決定された<sup>11</sup>。各府省が検討する法令は法律191件、政令40件、府省令

77件の合計308法令に上る。

平成20年2月に開催された法制審議会において、法務大臣から「若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引き下げるべきか否か等について御意見を承りたい」との諮問第84号が発出された<sup>12</sup>。諮問する場合は通常ならば、民法の成年年齢を引き下げるという方向を明示して諮問するが、引下げの賛否について世論が二分される可能性が高いため、諮問には方向が明示されなかったとされる<sup>13</sup>。法制審議会が設置した民法成年年齢部会（部会長は、鎌田薫早稲田大学教授）は、翌3月から審議を開始し、12月、それまでの審議の概要を国民に紹介し、意見（パブリック・コメント）を公募するため、「民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」を取りまとめた。現在は、最終報告書の取りまとめに向けて審議を行っている。

一方、内閣府大臣官房政府広報室は、平成20年7月に世論調査を実施し、9月に「民法の成年年齢に関する世論調査」として公表した。

しかし、成年年齢以外の引下げに関して、各府省は審議会を開いておらず、多様な情報や有識者の意見も国民に特に提供していない。

### 3. 選挙権年齢引下げの是非

#### (1) 20歳以上とされた理由

公職選挙法9条1項においては「日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」と規定されている。

そもそも、選挙権に関しては、憲法15条において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。……公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」、44条において「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。」と規定されている。

このように、憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院議員の選挙において投票をすることによって、国政に参加することができる権利を固有の権利として国民に保障している<sup>14</sup>。多数の学説では、選挙権には、国民が選挙人としての地位に基づいて公務員の選挙に関与する「公務」としての側面と、国政への参加を国民に保障する「権利」としての側面との両面があると解釈されている（いわゆる二元説）<sup>15</sup>。

選挙権年齢は、明治22年に衆議院議員選挙法が制定されて以来、25歳以上とされ、民法の成年年齢とは異なっていた。しかし、昭和20年に衆議院議員選挙法が改正されて20歳以上に引き下げられ、その後、参議院議員の選挙権についても20歳以上とされ、25年に公職選挙法に引き継がれて、今日に至っている<sup>16</sup>。

選挙権年齢を20歳以上に引き下げた理由として、第一に、教育と文化が普及したこと、一般民度が向上したこと、特に、戦争中における社会的、経済的活動で明らかのように、青年の知識と能力が著しく向上したこと、第二に、20歳に達した青年は、民法上の行為能力を従来から十分に有しているだけでなく、国政に参与する能力と責任観念も向上し、不足がなくなったこと、第三に、青年が選挙に参加することで、選挙界に横行して

いる弊害を一新し、新しい日本を建設する新しい政治勢力を形成することが挙げられている<sup>17</sup>。

国民は、誕生日から20年後の誕生日の前日に年齢が加算されて20歳となり、選挙権を付与されることになる。仮に選挙権年齢を18歳以上に引き下げるならば、高校3年生の大多数は誕生日から18年後の誕生日の前日に年齢が加算されて18歳となり、選挙権を付与されることになる。なぜならば、年齢計算については、年齢計算に関する法律により、誕生日から起算し、民法143条を準用するので、誕生日の前日午後12時のみならず、誕生日の前日午前0時以降の1日間が選挙権取得日に該当するからである<sup>18</sup>。

## (2) 諸外国の状況

選挙権年齢を18歳以上にしている国・地域は、196か国・地域の中で162か国・地域であり、83%に上る<sup>19</sup>。選挙権年齢を18歳以上にするのが世界の大勢であり、国際標準であるとも言える。

59か国を対象とする調査結果によれば<sup>20</sup>、選挙権年齢を18歳以上に引き下げた理由として、第一に、兵役義務又は志願年齢に合わせたこと（米国、オーストラリア、カナダ、スイス、ニュージーランド）、第二に、心身が成熟したこと（オーストラリア、スイス、ニュージーランド、フランス）、第三に、若者から要望されたこと（スイス、ドイツ）、第四に、成年年齢に合わせたこと（オーストラリア、フランス）、第五に、若者の政治責任を醸成すること（ニュージーランド、フランス）がある。

選挙権年齢等の18歳以上への引下げで世論が盛り上がった例として、米国、オーストラリア及びニュージーランドの場合が挙げられている。

第一に、米国においては、1965年から1973年までの間、数百万人が徴兵又は志願兵としてベトナムに派遣された。1960年代に「兵役義務年齢が18歳以上であるのに、選挙権年齢が21歳以上のままであるのは公正でない」との世論が高まり、“Old enough to fight, old enough to vote”（戦うのに十分な年齢ならば、投票するのに十分な年齢だ）がキャッチフレーズとされた。この結果、選挙権年齢及び成年年齢が引き下げられた。第二に、オーストラリアにおいても多くの若者がベトナム戦争に派兵され、そのうちの多くの人々が戦死した。このため、政治への関心が高まり、選挙権、成年、刑事責任、飲酒・喫煙禁止等の年齢が引き下げられた。第三に、ニュージーランドでもベトナムへの派兵を契機として、選挙権年齢が引き下げられた。

選挙権及び成年等の年齢を18歳以上にすることが世界の大勢となった重要な理由の一つは、兵役義務又は志願年齢が18歳以上であったことであると考えられる。

## (3) 有識者の意見等

選挙権年齢を20歳以上で維持することを求める見解、18歳以上に引き下げる論拠となり得る意見、16歳以上に引き下げる論拠となり得る意見等がある。

第一に、選挙権年齢を20歳以上で維持することを求める見解として、政府は、「選挙権年齢を18歳以上に引き下げても、若者が投票するだろうか、政治が若者によって大衆

迎合的になるのではないかと懸念するので、引下げには慎重である」と述べたことがある<sup>21</sup>。

第二は、18歳以上に引き下げる論拠となり得る意見等である。北良治・北海道奈井江町長は18歳以上の町民に住民投票の投票権を与えた<sup>22</sup>。この経験を踏まえて、18歳の町民は十分な常識と理解力を有しており、20歳以上の町民より投票率も高いと述べている。ただ、国政選挙に関しては異なる可能性もある。

また、小渕恵三首相（当時）からの委嘱で設けられた「21世紀日本の構想」懇談会は平成12年1月、「日本のフロンティアは日本の中にある」という報告書を取りまとめた<sup>23</sup>。報告書では「高卒者の2割以上が就労しており、自衛隊の入隊年齢も18歳以上であるので、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる必要がある」と述べられている。これは、兵役義務又は志願制度のない現在の日本において、就労年齢や、自衛隊の入隊年齢が選挙権年齢を引き下げる理由として主張される実例の一つである。

民主党、公明党、共産党及び社民党も、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることを主張している<sup>24</sup>。特に、民主党は、民法の「成年年齢の引下げ等に関する法律案」を平成12年に参議院に、14年に衆議院に提出し、この法案において、選挙権年齢、成年年齢及び少年法の少年年齢を引き下げることにしている<sup>25</sup>。

第三に、16歳以上に引き下げる論拠となり得る意見としては、高見勝利上智大学大学院法学研究科教授が、中学3年生までの義務教育を修了した16歳以上の若者に選挙権を与えるという選択肢があると述べている<sup>26</sup>。

また、選挙権年齢の引下げと政治教育の充実とを活動目的とする特定非営利活動法人の「Rights」も、義務教育を修了した16歳以上の若者ならば、政治的判断のための能力は十分であると主張している<sup>27</sup>。教育基本法5条2項において「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」と規定されているからである。選挙権年齢のみならず、多くの法定年齢を少なくとも16歳以上に引き下げる必要があることを示唆している。さらに、労働基準法56条において「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」と規定されていると同様に、多くの法定年齢に達する期日を、各個人の15回目又は16回目の誕生日の前日でなく、義務教育修了日の翌日とする必要があることも示唆している。

第四に、成年年齢及び少年年齢等との整合性を図る立場から、政府は、選挙権年齢の引下げは整合性を考慮しながら検討するとも述べている<sup>28</sup>。しかし、整合性が必要となる理由は明らかでない。「Rights」は、選挙権年齢等は、目的と能力が異なるので、連動して引き下げる必要はないと批判している<sup>29</sup>。

第五に、諸外国が選挙権年齢等を引き下げた重要な理由の一つが、兵役義務又は志願年齢が18歳以上であったことに着目する立場から、藤田英典国際基督教大学教養学部教授は、「現在の日本では徴兵又は志願兵の制度は導入されていない。諸外国の多くで選挙権年齢等を18歳以上にしているからと言って、18歳以上に合わせる必要はない」と述

べて<sup>30</sup>、諸外国の大勢に安易に追従しようとする風潮を批判している。また、嶋津格千葉大学大学院専門法務研究科教授も、「平和主義に立脚する現行憲法は、兵役義務について規定していない。この場合に、参政権を何歳以上の国民に与えたらよいのか検討する必要がある」と述べている<sup>31</sup>。選挙権年齢等を何歳にするかに当たっては、憲法に根拠を求めて、国民一人一人の一層の幸福、主権者の意思の国政への的確な反映というような観点から検討することが肝要であることを示唆している。

第六は、投票権年齢を18歳以上にすることに伴って、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることが必要となるか否かに関する意見等である。

まず、「投票権を選挙権年齢に満たない若者に付与するのがよいので、選挙権年齢は18歳以上に引き下げなくてよい」とする論拠となり得る意見がある。高見勝利上智大学大学院法学研究科教授は、憲法改正が選挙より長期にわたって国民を拘束し、しかも、本来ならばすべての国民が憲法改正権を有するので、可能な限り多くの国民に投票権を付与すべきであると述べている<sup>32</sup>。国民投票が憲法改正案という最も重要な問題を対象とするのに、硬性憲法では実施回数が少ないので、より多くの国民に投票権を与えることが望ましいとの主張もある<sup>33</sup>。憲法改正が選挙より長期にわたって影響を及ぼし、しかも、選挙権年齢に満たない若者に影響が大きい案件又は十分に判断できる案件が少ないので、投票権を選挙権年齢に満たない若者に付与すべきであるとの主張もある<sup>34</sup>。

また、山口二郎北海道大学大学院教授外数名は、憲法改正案の是非を問う国民投票法制は、国会議員を選ぶ選挙法制とは本質的に異なると述べている<sup>35</sup>。高見勝利上智大学大学院法学研究科教授も、国民主権に直結する投票権は、国民主権に基づいて保障される選挙権とは本質的に異なると述べている<sup>36</sup>。これらの意見によれば、投票権年齢と選挙権年齢が必ずしも一致せず、選挙権年齢は独自の基準で定まっているので、18歳以上に引き下げなくてよいことになる。

なお、国民投票法発議者は前述のように、投票権、選挙権がいずれも参政権であることを理由として、選挙権年齢を投票権年齢に合わせるべきであることを示唆している。しかし、例えば、参政権の一つである被選挙権の年齢は25歳以上又は30歳以上であり、選挙権年齢とは異なっている。投票権、選挙権がいずれも参政権であることのみでは、選挙権年齢を投票権年齢と一致させる論拠にはならない。

#### (4) 世論調査の結果

政府は、昭和46年から53年ごろまでの世論調査において、16歳から19歳までの人の多くも、20歳以上の人の多くも選挙権年齢の引下げに反対していたと述べている<sup>37</sup>。

最近の世論調査の結果においても、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることに対する賛成は3割～5割にとどまる。平成20年12月10日付けの朝日新聞によれば、反対は57%、賛成は38%である<sup>38</sup>。同年4月20日付けの読売新聞によれば、賛成は46%である<sup>39</sup>。同年3月7日付けの読売新聞によれば、賛成は53%である<sup>40</sup>。

最近の世論調査の結果によれば、選挙権年齢の引下げに世論のせいぜい半数しか賛成しておらず、20歳以上を維持してよいようにも見える。しかし、選挙権年齢に関する情

報や有識者の意見はまだわずかであり、結論を出すには時期尚早であるとも考えられる。政府は、世界における選挙権年齢及び民法の成年年齢等に関する情報を収集すること、多様な情報や有識者の意見を国民、特に18歳前後の若者にテレビ、新聞、インターネット等を通じて、十分に提供すること等が必要であろう。

#### (5) 被選挙権年齢引下げの是非

公職選挙法10条においては「日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。1 衆議院議員については年齢満25年以上の者 2 参議院議員については年齢満30年以上の者」と規定されている。ただし、被選挙権年齢は、条文上、25年以上又は30年以上と明記されているので、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられても、自動的に18歳以上に引き下げられるわけではない。

そもそも、憲法15条1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定されているのみであり、被選挙権又は立候補の自由の保障までは明記されていない。しかし、選挙が自由かつ公正に行われることは基本的な要請であり、本来は立候補していない人を選ぶことも選挙人の自由であり、被選挙権も保障されている<sup>41</sup>。とは言っても、選挙では多数の選挙人がいるので、各選挙人の完全な自由に放任したのでは選挙の目的を達成することが困難であるため、公職選挙法は立候補制度を採用している。このため、立候補が不当に制約されるならば、選挙人は選ぶ自由を制限されるので、被選挙権、特に立候補の自由は、憲法15条1項において保障される基本的人権の一つであることとなる。

公職選挙法上、被選挙権年齢の下限が選挙権年齢の下限よりも高いのは、立候補者には社会的経験に基づいて、思慮と分別が身に付いていることを期待したためである<sup>42</sup>。参議院議員の被選挙権年齢の下限が衆議院議員の場合よりも高いのは、参議院を衆議院とは異質的にするとともに、参議院にふさわしい分別と経験を確保するためである<sup>43</sup>。世界的には、被選挙権年齢として多様な年齢が設定されている<sup>44</sup>。

被選挙権年齢の下限を選挙権年齢の下限より高くしていることには憲法違反の疑いがあるとし、被選挙権年齢と選挙権年齢の一致を求める立場から、樋口陽一東京大学名誉教授は、近代憲法は被治者である選挙権者と治者である被選挙権者との同一性を理念としていると述べている<sup>45</sup>。特定非営利活動法人の「Rights」も、憲法で成年者による普通選挙が保障されているので、選挙をされる側にも、保障が及ぶと主張している<sup>46</sup>。具体的な年齢としては、被選挙権年齢を引き下げて、選挙権年齢に合わせることを主張していると考えられる。

田中宗孝日本大学法学部教授は、仮に選挙権年齢を18歳以上に引き下げるならば、被選挙権年齢を選挙権年齢に連動させて18歳以上に引き下げること視野に入れるべきであると述べている<sup>47</sup>。民主党も、被選挙権年齢を18歳以上に引き下げることが検討している<sup>48</sup>。社民党は従来から、被選挙権年齢を20歳以上に引き下げることが主張している<sup>49</sup>。

#### (6) 裁判員及び検察審査員に選任される年齢の引下げの是非

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律13条においては「裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。」と規定されている。裁判員に選任されると、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる犯罪等の疑いで起訴された(2条)刑事裁判の審理において、証拠を見聞きし、被告人が有罪か無罪かを判断し、さらに、有罪の場合には、刑罰を決定することになる(6条)。

また、検察審査会法4条においては「検察審査会は、当該検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定した11人の検察審査員を以てこれを組織する。」と規定されている。刑事裁判を開始するためには、検察官が犯罪の嫌疑を受けている者(被疑者)を起訴する必要がある。しかし、検察官は被疑者を処罰する必要がないと判断した場合は起訴しない(不起訴処分)ので、検察審査会が不起訴処分は適切か否かを審査する<sup>50</sup>。平成21年5月21日からは、起訴議決制度が新設され、検察審査会の権限が強化された。すなわち、検察審査会が起訴相当の議決を行ったのに、検察官が不起訴処分をした場合、又は法定の期間内に処分を行わなかった場合、従来は、起訴しないことで決着していた。しかし、この場合でも、起訴議決制度が新設されたことによって、検察審査会が再び審査し、かつ、起訴すべき旨の議決(起訴議決)を行った場合には、裁判所は必ず弁護士を指定し、その弁護士が被疑者を起訴する。

裁判員及び検察審査員に選任される年齢は、条文上、裁判員及び検察審査員が選挙権者の中から選任される旨が規定されているので、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるならば、自動的に18歳以上に引き下げられることになる。

裁判員を選挙権者の中から選任することとしたのは、国の三権のうち司法権に関与するので、立法権に関与する資格が必要であり、しかも、より幅広い層から選任されることが望ましいためである<sup>51</sup>。

嶋津格千葉大学大学院専門法務研究科教授は、「仮に選挙権年齢を18歳以上に引き下げの場合に、裁判員年齢を選挙権年齢に連動させて18歳以上に引き下げるのは、司法上の決定が特に重要であることを踏まえると、問題である」と述べている<sup>52</sup>。しかし、民主党は、選挙権年齢の引下げと同時に、裁判員及び検察審査員年齢も引き下げるべきであるとしている<sup>53</sup>。

一方、諸外国には裁判員制度と類似した制度として、陪審制度又は参審制度がある<sup>54</sup>。選挙権年齢が18歳以上である主要7か国において陪審員又は参審員に選任される年齢を見ると、米国、英国及びカナダの陪審員年齢は18歳以上で選挙権年齢と一致している。しかし、ロシアの陪審員年齢は25歳以上、参審員年齢がフランスは23歳以上、ドイツは25歳以上、イタリアは30歳以上であり、選挙権年齢の下限より高く設定されている<sup>55</sup>。

## 4. 民法の成年年齢引下げの是非

### (1) 20歳以上とされた理由

民法4条においては「年齢20歳をもって、成年とする。」と規定されている。

そもそも、未成年者に関しては、5条1項において「未成年者が法律行為をするには、

その法定代理人の同意を得なければならない。」、2項において「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。」と規定されており、未成年者は取引において保護される。また、818条1項において「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」とも規定されており、未成年者は父母の監護及び教育を受ける。このため、民法の成年年齢が18歳以上に引き下げられると、18歳、19歳の若者が親の同意なく一人で契約でき、かつ親権から解放されることになる。

成年年齢の主な例外としては、天皇、皇太子及び皇太孫の成年と、未成年者の婚姻による成年者擬制とがある。

皇室典範22条において「天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、18年とする。」と規定されている。天皇又は摂政として国事行為をできる時期を早くしたいという公法上の要請から規定されているが、私法上も適用されると考えられている。

一方、民法753条において「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。」と規定されている。未成年者の結婚生活に独立性を与え、夫婦間の平等を貫くための擬制である。ただ、結婚によって成年者に擬制されるとは言っても、20歳未満の間は、選挙権が付与されず、少年法における少年であり、喫煙や飲酒も禁止されるという点では、未成年者のままであるとされる。

成年年齢が20歳以上とされた起源は、8世紀初めに大宝令において数え年の21歳以上が丁年（ていねん）と規定されたことであるとも言われる<sup>56</sup>。ただし、丁年は本来、公法上の兵役及び納税義務年齢であるので、近代法の成年制度との関連は乏しく、しかも、場合によっては数え年の22歳以上に引き上げられることもあった。1876（明治9）年に、明治憲法下の法律又は勅令事項である太政官布告第41号において、大宝令の丁年である数え年の21歳を満20歳に言い換え、「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候」と規定された。1896（明治29）年に公布された民法においても、成年年齢を丁年と同様の20歳以上とし、今日に至っている。

成年年齢を20歳以上とした理由として、成年年齢を太政官布告第41号の丁年に合わせたことも挙げられる。また、当時の欧米諸国の比較的多くは成年年齢を21歳以上としていたが、日本人は欧米人よりも寿命が短く、精神的成熟が早かったので、成年年齢の下限を欧米諸国の場合よりやや低くしたことも挙げられる。しかし、実際の理由は、当時の日本が欧米諸国の近代的な経済取引秩序を取り入れることを急務としていたので、成年年齢を欧米諸国にほぼ合わせたことであると考えられる。

ただ、当時の日本では慣行的な成年年齢が社会的に既に認められており、それは15歳以上程度であった。このため、成年年齢を20歳以上とするに当たっては、欧米化によって日本の慣行が無視され、成年者になるのが5年間程度も遅くされると国民が受け止めて、無用な混乱が生ずることも懸念されたであろう。無用な混乱を回避するために、20歳以上とする表向きの理由として太政官布告第41号の丁年に合わせたことが強調された可能性がある。太政官布告第41号の丁年に合わせたことを表向きの理由とすることで、20歳以上とすることがいわば日本の伝統及び法律に基づいており、正統であるとして、20歳以上とすることに対する国民の支持又は理解を得ようとしたのであろう。

## (2) 諸外国の状況

成年年齢を18歳以上に行っている国・地域は、196か国・地域の中で141か国・地域であり、72%に上る<sup>57</sup>。成年年齢を18歳以上にするのが世界の大勢であるとも言える。

59か国を対象とする調査結果によれば<sup>58</sup>、成年年齢を18歳以上に引き下げた理由として、第一に、心身が成熟したこと（英国、イタリア、オランダ、キューバ、ギリシャ、スペイン、チリ、デンマーク、ドイツ、フィンランド、ブラジル、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク）、第二に、選挙権年齢に合わせたこと（米国、イタリア、オーストラリア、カナダ、スイス、ノルウェー、ポルトガル）、第三に、諸外国に合わせたこと（アイルランド、オランダ、カナダ、スウェーデン、ノルウェー）、第四に、欧州評議会又は欧州理事会の勧告に合わせたこと（オランダ、スペイン、ノルウェー、ポルトガル）、第五に、兵役義務又は志願年齢に合わせたこと（米国、オーストラリア、カナダ、メキシコ）がある。

英国においては、欧米諸国の多くと同様に、成年年齢を18歳以上に引き下げる以前は21歳以上であった。21歳以上とされたのは、13世紀に騎馬兵隊が一般的になり、騎馬用の重い防具を身に付けて乗馬して戦闘できる年齢が21歳以上であったためである。欧米諸国の多くが成年年齢を21歳以上としていたのは、21歳以上が兵役義務又は志願年齢であったためであるとも考えられる。

なお、選挙権年齢と成年年齢が18歳以上で一致している国・地域は、196か国・地域の中で126か国・地域であり、64%である<sup>59</sup>。選挙権年齢の下限が成年年齢の下限より高い国・地域は、英国のスコットランド、ネパール、パキスタン、マレーシア等であり、選挙権年齢の下限が成年年齢の下限より低い国・地域は、インドネシア、オーストラリア、カナダの4州及び3準州、ブラジル等である。世界的には、選挙権年齢と成年年齢の関係は多様であるとも言える。

## (3) 有識者の意見等

民法の成年年齢を20歳以上で維持することを求める意見、18歳以上への引下げを求める意見、25歳以上等への引上げを求める意見等がある。

第一は、成年年齢を20歳以上で維持することを求める立場である。

日本弁護士連合会は平成20年10月、「民法の成年年齢引下げの是非についての意見書」を公表した<sup>60</sup>。意見書においては「成年年齢を引き下げることについては、以下の理由から慎重であるべきである。まず、成年年齢を引き下げることによって、18歳、19歳の若者を被害者とする消費者被害の拡大が予想される。次に、成年年齢の引下げによる少年法、児童福祉法等への現実的な影響を無視できない。さらに、何歳以上を大人として扱っていくのかについて、国民的なコンセンサスが確立していない」と述べられている。

また、20歳未満の若者を保護する必要があるとの観点から、今田幸子独立行政法人労働政策研究・研修機構特任研究員は、成年年齢を20歳以上で維持して、若者に対する支援を強化する必要があるので、成年年齢を引き下げることには反対すると述べている<sup>61</sup>。木村俊一東京電力株式会社総務部法務室長も、若者に対する支援が充実するまで、成年

年齢の引下げには踏み切れないと述べている<sup>62</sup>。

さらに、与党議員の中には、引下げによって、過度な自由が若者に与えられ、伝統的な家族観が壊れかねないとの懸念が少なくない<sup>63</sup>。

第二に、18歳以上への引下げを求める立場から、演出家のテリー伊藤氏は、今の若者はやらせれば何でもできると述べている<sup>64</sup>。18歳以上の若者は大人としての能力を有しているので、成年年齢を18歳以上に引き下げる必要があることを示唆している。

この意見とは反対に、棚村政行早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士は、18歳以上の若者に責任を自覚してもらう必要があると述べている<sup>65</sup>。菊池武剋東北大学大学院教育学研究科教授も、成年年齢を引き下げることで、若者が発達し能力を得るよう教育され、大人になれると述べている<sup>66</sup>。18歳以上の若者にはまだ大人としての自覚や能力はないが、成年年齢を引き下げることで、若者を教育し、大人としての自覚や能力を若者に身に付けさせることを示唆している。ただし、自覚や能力がない人に対して、自覚や能力を教育で身に付けさせることは困難を極めるとも考えられる。

民主党及び共産党も、成年年齢を18歳以上に引き下げることを主張している<sup>67</sup>。

第三に、25歳以上等への引上げを求める立場から、精神科医・爽風会佐々木病院診療部長の斎藤環氏は、「今や成人になるのは、35歳か40歳という印象である。このような未成熟化は社会の発達に伴って生じる現象だが、だからと言って、いつまでも子ども扱いはできない。人格的に未熟でも経済的に自立していれば成人とみなすのが妥当であり、成年年齢を引き上げて25歳以上としたほうがいい」と述べている<sup>68</sup>。家庭裁判所調査官をしていたことのある佐々木光郎静岡英和学院大学教授も、大人として独立できるのは22歳から25歳であると述べている<sup>69</sup>。

第四に、法制審議会民法成年年齢部会の中間報告書では、成年年齢の引下げについて、大勢を占める意見は得られなかったと述べられている<sup>70</sup>。これは、世論が引下げに強く反対していることを反映したためであるとされる<sup>71</sup>。

第五は、仮に選挙権年齢を18歳以上に引き下げるならば、成年年齢も18歳以上に引き下げることが必要となるか否かに関する意見等である。

まず、政府は、選挙権年齢は主権者として代表者を適切に選挙できる公法上の年齢であるが、成年年齢は自分だけで適切に契約もできる私法上の年齢であり、両者は必ずしも一致しない旨を繰り返し述べている<sup>72</sup>。法制審議会民法成年年齢部会の中間報告書でも、全会一致の意見として、選挙権年齢と成年年齢は必ずしも一致しないと述べられている<sup>73</sup>。これらの見解によれば、成年年齢は独自の基準で定まっているので、18歳以上に引き下げなくてよいことになる。

また、「選挙権を成年年齢に満たない若者に付与する場合、成年年齢は18歳以上に引き下げなくてよい」とする論拠となり得る意見がある。日本弁護士連合会は、「「憲法15条3項」の成年者と「民法4条」の成年者とが一致するとしても、憲法は「成年者による普通選挙を保障」しており、これを「少なくとも成年者すべてによる普通選挙を保障」していると解釈すれば、成年年齢に満たない若者に選挙権を付与することを容認している」と主張している<sup>74</sup>。佐藤功上智大学名誉教授、中村睦男北海道大学名誉教授、

及び尾吹善人千葉大学名誉教授も、普通選挙の理念から、成年年齢に満たない若者に選挙権を付与することも可能であると述べている<sup>75</sup>。

#### (4) 世論調査の結果

政府は、民法の成年年齢の引下げに関する世論が盛り上がっていないと述べている<sup>76</sup>。

9件の世論調査の結果においても<sup>77</sup>、成年年齢を18歳以上に引き下げることにに対する反対意見が賛成意見より多い。

例えば、第一に、内閣府による世論調査の結果によれば<sup>78</sup>、契約を一人でできる年齢を18歳以上にすることについて反対が79%、賛成が19%であり、親権が及ばない年齢を18歳以上にすることについて反対が69%、賛成が27%である。

第二に、平成20年12月10日付けの朝日新聞によれば、反対は56%、賛成は37%であり<sup>79</sup>、反対理由には「判断力が十分でない」(43%)、「経済的に自立していない人が多い」(41%)、賛成理由には「大人の自覚を持たせられる」(63%)が多い。

第三に、同年4月20日付けの読売新聞によれば、反対は59%、賛成は36%であり<sup>80</sup>、反対理由には「精神的に未熟」(59%)、「経済的に自立していない人が多い」(51%)、賛成理由には「大人としての自覚を促せる」(68%)、「十分な判断力がある」(55%)が多い。

世論調査の結果によれば、成年年齢を20歳以上で維持することが世論の大勢であり、これ以上検討する余地はないようにも見える。しかし、成年年齢に関する情報や有識者の意見はまだ少ないので、検討を深めていく必要があるだろう。

## 5. 少年法の少年年齢引下げの是非

### (1) 20歳未満とされた理由

少年法2条においては「「少年」とは、20歳に満たない者をいい、「成人」とは、満20歳以上の者をいう。」と規定されており、少年法における少年とは、20歳未満の男子又は女子である。

そもそも、少年法においては、少年の刑事事件に関して、保護、福祉という観点が最も重視されており、社会復帰の機会をできるだけ与えることや、刑の教育的な意義を強調していることに特色がある<sup>81</sup>。例えば、18歳未満の少年には死刑でなく、無期徒刑を科すること(51条)、不定期刑の採用(52条)等、成人とは異なる規定が設けられている。また、犯罪の内容が重大かつ悪質で、社会秩序維持の見地、健全な正義感情等の面から厳しい処罰が要請され、被害者が厳罰を求めるのが当然である場合であっても、少年の刑事事件の量刑に当たっては、少年の未熟性、可塑性等を適切に考慮し、少年の改善、更生に役立てることが少年法の理念に合致するとされている。

昭和23年に少年法の少年年齢を20歳未満に引き上げたのは、20歳未満の若者は心身の発育が十分でなく、深い悪性で非行を行うわけでなく、環境等の外部的条件から影響を受けやすいので、極めて多くの場合は、刑罰を科するよりは、むしろ保護処分で教化することが適切であることを考慮したためである<sup>82</sup>。ただし、世界的には、刑事上の少年

年齢を18歳未満とする国・地域が多い<sup>83</sup>。

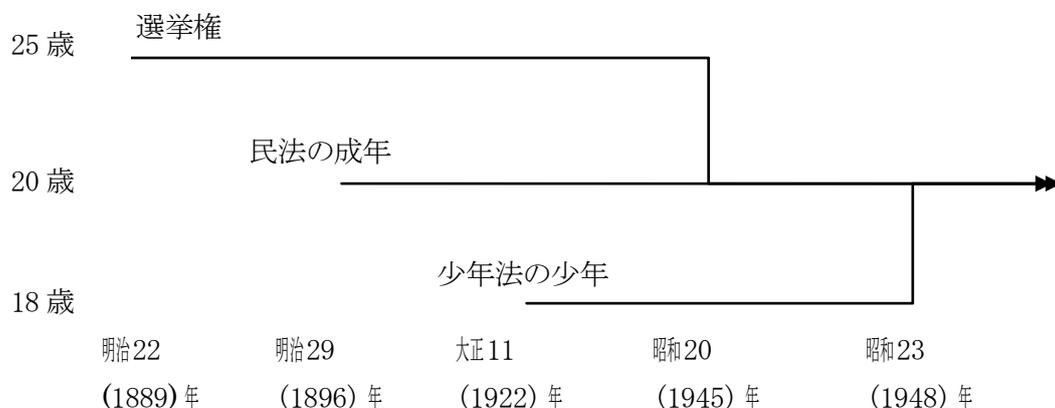
## (2) 有識者の意見等

少年法の少年年齢を20歳未満で維持することを求める立場から、日本弁護士連合会は、少年法の理念である子どもの可塑性は、18歳、19歳の若者にも当てはまるので、民法の成年年齢を18歳以上に引き下げても、少年年齢は20歳未満のままとすべきであると主張している<sup>84</sup>。荒木伸怡立教大学教授・弁護士は、マスコミが少年犯罪の増加、凶悪化を強調しているが、実際は、発生件数が増加していないと述べている<sup>85</sup>。

しかし、18歳未満への引下げを求める立場から、民主党は、相次ぐ少年犯罪により、何歳をもって大人とすべきかという論議が急速に高まっており、成年年齢を18歳以上とすることで、少年年齢も18歳未満にすると主張している<sup>86</sup>。共産党も、少年への教育的、福祉的な対応を強めて本人に反省を迫るとともに、社会復帰した後に再犯に走らないで済むような環境を整備することこそが大切であることに着目して、選挙権年齢及び成年年齢と一体的に、少年年齢を引き下げると主張している<sup>87</sup>。

ほかに、法務省は、成年年齢を引き下げる方向性が出た段階で、少年年齢引下げの検討を始めると述べている<sup>88</sup>。

図表1 選挙権年齢及び民法の成年年齢等の推移



(出所) 「法制審議会民法成年年齢部会第13回会議配付資料 選挙権年齢の推移」『法務省ホームページ』(平21.3.27) (<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/090327-1-2.pdf>)

## (3) 世論調査の結果

世論調査の結果によれば、少年法の少年年齢を18歳未満に引き下げることに賛成が圧倒的に多い。平成20年12月10日付けの朝日新聞によれば、賛成は81%、反対は14%である<sup>89</sup>。同年4月20日付けの読売新聞によれば、賛成は76%、反対は21%である<sup>90</sup>。

世論調査の結果によれば、少年年齢の引下げに関して、これ以上検討する余地はなく、

少年法を改正することが緊急課題であるようにも見える。しかし、少年年齢に関する情報や有識者の意見は、選挙権年齢等の場合よりも更に少ないので、検討を深めていく必要がある。

図表2 主要5か国の選挙権年齢及び成年年齢等

国名	投票権 (歳以上)	選挙権 (歳以上)	被選挙権 (歳以上)	成年 (歳以上)	刑事上の少年 (歳未満)	義務教育修 (歳)
日本	20	20	参議院30 衆議院25	20	20	15
米国	—	18	上院30 下院25	18	18	16
英国	18	18	上院21 <sup>注1</sup> 下院18	18	18	16
フランス	18	18	上院30 下院23	18	18	16
ドイツ	—	18	上院18 <sup>注2</sup> 下院18	18	18	16

注1：英国の上院議員は、任命又は世襲によって選出される一代貴族、世襲貴族、大主教、主教等である。

注2：ドイツの上院議員は、各州政府によって任命される州政府構成員である。

(出所)「主要国の各種法定年齢」30、31頁『国立国会図書館ホームページ』(平20.12.1)

(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/200806.pdf>)

## 6. ほかの法定年齢引下げの是非

### (1) 親の同意を要しない婚姻可能年齢引下げの是非

民法737条においては「未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。」と規定されており、反対解釈をすると、20歳以上の人が結婚をする場合は、親の同意を要しない。親の同意を要しない婚姻可能年齢は、条文上、未成年と明記されているので、民法の成年年齢が18歳以上に引き下げられるならば、自動的に18歳以上に引き下げられることになる。ただし、未成年者は父母の同意を得れば何歳でも結婚できるわけではなく、731条においては「男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。」(いわゆる婚姻適齢)と規定されている。

世論調査の結果によれば、親の同意を要しない婚姻可能年齢を成年年齢に連動させて18歳以上に引き下げることに対する賛成は少ない。平成20年4月20日付けの読売新聞によれば、賛成は21%であり<sup>91</sup>、同年3月7日付けの読売新聞においても、賛成は33%である<sup>92</sup>。

しかし、世界的潮流は、親の同意を要しない婚姻可能年齢を男女とも18歳以上とする

傾向にある<sup>93</sup>。民主党も世界的潮流と同様の提案をしている<sup>94</sup>。法制審議会民法成年年齢部会の中間報告書においても、「婚姻適齢については、男女とも18歳以上とすべきであるという答申を法制審議会が出しており、成年年齢を18歳以上に引き下げの場合、男女とも18歳以上にそろえるべきであるとの意見について異論はなかった」と述べられている<sup>95</sup>。

## (2) 喫煙禁止年齢引下げの是非

未成年者喫煙禁止法1条においては「満20年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス」と規定されており、20歳未満の人が喫煙することを禁止している。本法の目的は、未成年者飲酒禁止法と同様に、未成年者の健康の維持である<sup>96</sup>。ただし、喫煙及び飲酒禁止年齢は、条文上、20年ニ至ラサル者と明記されているので、民法の成年年齢が18歳以上に引き下げられても、自動的に18歳以上に引き下げられるわけではない。

喫煙禁止年齢を20歳未満で維持することを必要とする理由はいくつかある。その第一は、未成年者による喫煙が健康を害することである<sup>97</sup>。未成年者の喫煙は、肺がん等多くのがん、心血管疾患、胃かいよう等多くの疾患リスクを高め、周囲の人の健康も害する。第二は、喫煙開始年齢が低いほど、喫煙が常習化する等喫煙程度が悪化することである。第三は、未成年者の喫煙が麻薬等違法薬物使用など多様な反社会的行為に陥る可能性を高めることである。第四は、世論の大勢が、喫煙禁止年齢を成年年齢に連動させて18歳未満に引き下げること賛成していないことである。平成20年4月20日付けの読売新聞によれば、賛成は11%に過ぎず<sup>98</sup>、同年3月3日付けの日経新聞でも、反対が57%に上る<sup>99</sup>。

しかし、喫煙禁止年齢を18歳未満に引き下げてよい理由もある。その第一は、未成年者による喫煙を追認した上で、適切に喫煙をするよう教育するという選択肢もあることである。日本では、多数の喫煙愛好者、たばこ業界、及び財務省が喫煙抑制対策にブレーキをかけているとされ<sup>100</sup>、世界で最も早く制定された未成年者喫煙禁止法はあまり遵守されていないとも言われる。喫煙を毎日する高校3年生が平成12年で男子は26%、女子は8%に上り、このうち男子の数値は、西欧と北米の大人の場合よりも高い<sup>101</sup>。第二は、日本のたばこ販売禁止年齢が諸外国と比べて高いことである。調査対象187か国・地域の中で、最も多い57か国・地域が18歳未満で、次に多い14か国・地域が16歳未満である<sup>102</sup>。年齢が最も高いのはクウェートの21歳未満で、次に高いのは日本の20歳未満である。

一方、警察庁は、成年年齢を引き下げない限り、喫煙禁止年齢の引下げを検討しないと述べている<sup>103</sup>。民主党は、成年年齢を引き下げの場合でも、喫煙及び飲酒禁止年齢の引下げについて、危険性、有害性、健康被害などを考慮して判断するとしている<sup>104</sup>。

## (3) 飲酒禁止年齢引下げの是非

未成年者飲酒禁止法1条においては「満20年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス。」と規定されている。

飲酒禁止年齢を20歳未満で維持することを必要とする理由はいくつかある。その第一は、未成年者による飲酒が健康を害することである。発育途上の脳細胞はアルコールの影響を受けやすいので、10歳代から飲酒を継続している人では20歳代で脳が萎縮し始めている例もある<sup>105</sup>。10歳代ではアルコール消化能力も低いので、アルコール中毒に陥りやすい。第二は、飲酒が飲酒運転、暴行等多様な反社会的な行為を誘発しやすいことである。米国では、ビール又はワインの飲酒は、麻薬等違法薬物使用への第一歩であるとも言われている<sup>106</sup>。第三は、世論の大勢が、飲酒禁止年齢を民法の成年年齢に連動させて18歳未満に引き下げること賛成していないことである。平成20年4月20日付けの読売新聞によれば、賛成は17%であり<sup>107</sup>、同年3月7日付けの読売新聞によれば、賛成は28%である<sup>108</sup>。同年3月3日付けの日経新聞によれば、反対は57%である<sup>109</sup>。

第四は、米国において、18歳以上21歳未満の若者が適切に飲酒することは困難であると強く認識されていることである。

米国においては、1933年に禁酒法が廃止された後、各州が飲酒の規制又は禁止を定めることができることとなり、32州が飲酒禁止年齢を21歳未満とした<sup>110</sup>。1970年代初め、ベトナム戦争が社会を揺るがして、選挙権年齢等が18歳以上に引き下げられた後<sup>111</sup>、「18歳で兵役義務が始まるのに、お酒も飲めないのはおかしい」との世論も高まり、30州が飲酒禁止年齢を18歳未満に引き下げた<sup>112</sup>。しかし、1980年代に入って、若者の飲酒運転による死傷事故の多発等のような飲酒が社会問題となった。これに対して、飲酒禁止年齢を引き上げれば、交通事故死亡者数が減少するとの主張を根拠として、飲酒禁止年齢を21歳未満に引き上げた州のみに交通予算を配分する連邦飲酒禁止年齢法が、1984年に成立した。この結果、1988年末までにすべての州が飲酒禁止年齢を21歳未満に引き上げた。

ただ、最近では、大学生の40%以上がアルコールの乱用又は依存の兆候を有しているとの調査結果もあり、大学生の飲酒が社会問題となっている。これを背景として、デューク、タフツ等の100以上の大学の学長は連名で「大学生がお酒を浴びるように飲むことが日常化しているので、遵守されていない飲酒禁止年齢をむしろ18歳未満に引き下げて、若いうちからきちんと飲酒に関する教育を行うのが望ましい」と主張している。飲酒禁止年齢が遵守されないのみならず、法律全般まで軽視されるようになったとも指摘されている。

Jeffrey Mironハーバード大学経済学部上級講師とイエール大学法学部学生のElina Tetelbaum氏との共同調査の結果によれば、「州民が飲酒禁止年齢を21歳未満に引き上げることを要望又は納得した上で、引き上げた州では、飲酒禁止年齢が遵守され、交通事故死亡者数も減少した。しかし、州民が飲酒禁止年齢を21歳未満に引き上げることに反対しているのに、交通予算を受け取るために引き上げた州では、飲酒禁止年齢が遵守されず、交通事故死亡者数も減少していない」とのことである<sup>113</sup>。この調査結果は、国民が各法定年齢の引上げ又は引下げを要望又は納得した上で、引上げ又は引下げを行った場合のみ、各法定年齢によって本来の目的を達成できることを示唆している。

以上のような、米国における飲酒禁止年齢に関する紆余曲折は、法定年齢を何歳にす

るのが最も適切であるかを見極める上で、多様で重要な示唆を含んでいる。

一方、飲酒禁止年齢を18歳未満に引き下げてよい理由もある。その第一は、未成年者による飲酒を追認した上で、適切に飲酒をするよう教育するという選択肢もあることである。週1回以上飲酒をする高校生が平成12年は11%、16年は8%に上る<sup>114</sup>。第二は、日本の酒類販売禁止年齢が諸外国と比べて高いことである。調査対象118か国・地域のうち、最も多い73か国・地域が18歳未満で、次に多い14か国・地域が16歳未満である<sup>115</sup>。年齢が最も高いのはインドネシア、米国等の21歳未満で、次に高いのはアイスランド及び日本の20歳未満である。

なお、警察庁は、成年年齢を引き下げない限り、飲酒禁止年齢の引下げを検討しないと述べている<sup>116</sup>。

#### (4) 馬券等の購入禁止年齢引下げの是非

競馬法28条においては「未成年者は、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。」と規定されている。自転車競技法9条、モーターボート競走法12条、及び小型自動車競走法13条においても同様に規定されている。すなわち、いわゆる馬券、車券又は舟券の購入禁止年齢は20歳未満とされている。馬券等の購入禁止年齢は、条文上、未成年者と明記されているので、民法の成年年齢が18歳以上に引き下げられるならば、自動的に引き下げられることになる。

そもそも、賭博罪と富くじ発売等の罪は、それぞれ刑法185条、187条に規定されている犯罪である。犯罪とされている実質的な理由は、勤労その他正当な原因によるのではなく、単なる偶然の事実によって財物を獲得しようとする相争うようなことは、国民に怠惰や浪費の悪い風習を生じさせ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風（憲法27条1項）を害するばかりでなく、ひいては暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的な犯罪を誘発し、又は国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあるからである<sup>117</sup>。

しかし、賭博罪と富くじ発売等の罪には例外がある。いわゆる競馬、競輪、競艇、及びオートレースは、狭義の公営ギャンブル、又は三競（さんけい）オートと総称される。三競オートで馬券等を購入すれば、当然に賭博罪で罰せられるようにも見えるが、実際は、罰せられないのである。例えば、競馬で馬券を購入しても罰せられない理由は、刑法35条において「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」と規定されており<sup>118</sup>、実質的にも、競馬が国及び地方公共団体の財政への寄与、馬の改良増殖等畜産の振興、及び国民への健全な娯楽の提供を目的とするからである<sup>119</sup>。

とは言っても、馬券等を購入することは、本来ならば賭博罪で罰せられるはずでもあるので、社会通念から判断して、未成年者に限って禁止されている<sup>120</sup>。

平成20年4月20日付けの読売新聞によれば、馬券等の購入禁止年齢を成年年齢に連動させて18歳未満に引き下げることにに対する賛成は7%にとどまっている<sup>121</sup>。また、民主党は、成年年齢を引き下げの場合、馬券等の購入禁止年齢の引下げについて、健全育成に及ぼす影響などを考慮して判断するとしている<sup>122</sup>。

一方、狭義の公営ギャンブルに、いわゆる宝くじ及びサッカーくじ（toto）を加えた

ものが、広義の公営ギャンブルである。当せん金付証券法においては、宝くじの購入禁止年齢は規定されていない。スポーツ振興投票の実施等に関する法律9条においては、一般的に高校を卒業した年齢に合わせて<sup>123</sup>、「19歳に満たない者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない」と規定されている。宝くじの場合に着目すると、成年年齢を20歳以上で維持する場合でさえも、馬券等の購入禁止年齢を引き下げてよいのみならず、購入禁止年齢自体を廃止してもよい可能性がある。ただし、宝くじ等の購入禁止年齢を20歳未満とすることも検討する必要があるだろう。

#### (5) 国民年金の強制加入年齢引下げの是非

国民年金法7条においては「次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。1 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第3号のいずれにも該当しないもの。」と規定されている。20歳以上の人は、国民年金への加入を強制され、被保険者として、保険料を納付する義務を負うことになる(88条)。ただし、国民年金の強制加入年齢は、条文上、20歳以上と明記されているので、民法の成年年齢が18歳以上に引き下げられても、自動的に引き下げられるわけではない。

強制加入年齢を20歳以上としたのは、一つは任意加入のままにしておく、加入せずに障害者となった場合に、無年金となるためであり、もう一つは年金を満額で受給するためには40年間の加入が必要であり、若いうちに加入する必要があるためである<sup>124</sup>。

学生でも20歳以上であれば加入が強制され、平成21年度は年額175,920円もの保険料を負担しなければならないのが原則である<sup>125</sup>。しかし、学生本人に保険料を負担する能力がない場合が多いので、実際は、親が保険料を負担することが想定されている<sup>126</sup>。まだ学生である子どもの保険料を親が肩代わりしても、学生本人が就職後に保険料を上乗せ負担しても、負担は過重であり、問題となっている。この問題が生じたのは、20歳以上の人は保険料を負担する能力を必ずしも有していないのに、国民年金の強制加入年齢を本来よりもかなり低い20歳以上としたためであるとも言える。ただ、主要24か国の中で、韓国、英国及び日本のみが年齢を公的年金の強制加入要件としている<sup>127</sup>。

一方、民主党は、成年年齢を引き下げても、国民年金の強制加入年齢は維持すべきであるとしている<sup>128</sup>。

## 7. おわりに

選挙権年齢及び成年年齢等の引下げ問題は、国民、国政と密接に関連している。選挙権年齢等の引下げに関して、国民、特に18歳前後の若者の関心が高まることが期待される。

<sup>1</sup> 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第3号35頁(平19.4.18)(葉梨康弘衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)

<sup>2</sup> 第166回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第5号12頁(平19.4.12)(保岡興治衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)

- <sup>3</sup> 第 165 回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 8 号 34 頁(平 18.12.7) (船田元衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)
- <sup>4</sup> 前掲脚注 2
- <sup>5</sup> 第 166 回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 4 号(その 1) 2 頁(平 19.3.29) (保岡興治衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)
- <sup>6</sup> 第 166 回国会参議院本会議録第 17 号 6 頁(平 19.4.16) (保岡興治衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)、及び第 166 回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 2 号 13 頁(平 19.4.17) (船田元衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)。
- <sup>7</sup> 第 166 回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 2 号 14 頁(平 19.4.17) (船田元衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)。
- <sup>8</sup> 第 166 回国会参議院本会議録第 17 号 6 頁(平 19.4.16) (保岡興治衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)、第 165 回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 8 号 9、35 頁(平 18.12.7) (船田元衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)、及び保岡興治「18 歳投票権が問いかける法体系の整合性」『都市問題』98 巻 7 号(平 19.7) 11 頁
- <sup>9</sup> 第 166 回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 5 号 7 頁(平 19.4.12) (船田元衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)
- <sup>10</sup> 第 166 回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 4 号(その 1) 9 頁(平 19.3.29) (船田元衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)
- <sup>11</sup> 年齢条項の見直しに関する検討委員会(各府省の事務次官等を構成員として、内閣に設置)『第 2 回配付資料 検討の対象となる法令について』(平 19.11.1)
- <sup>12</sup> 「法制審議会民法成年年齢部会第 11 回会議配付資料 民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」2~3 頁『法務省ホームページ』(平 20.12.16) <<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/081216-1-2.pdf>>
- <sup>13</sup> 「「18 歳成年」の是非諮問」『東京新聞』(平 20.2.13)
- <sup>14</sup> 最大判平 17.9.14 民集 59 巻 7 号 2087 頁(いわゆる在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件)『最高裁判所ホームページ』 <<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/3302BE35ADC32DA049257125002698B4.pdf>>
- <sup>15</sup> 芦部信喜『憲法 第四版』(岩波書店 平 19.3) 247 頁
- <sup>16</sup> 第 166 回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 4 号 23 頁(平 19.4.19) (久元喜造総務省自治行政局選挙部長の発言)
- <sup>17</sup> 第 89 回帝国議会貴族院衆議院議員選挙法中改正法律案特別委員会議事速記録第 1 号 1 頁(昭 20.12.12) (堀切善次郎内務大臣の発言)
- <sup>18</sup> 大阪高判昭 54.11.22 高民 32 巻 2 号 224 頁『最高裁判所ホームページ』 <<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/6D1E89D4F9E03DDC49256CFA0006EC2E.pdf>>。なお、誕生日の前日に年齢が加算されることが、少年法の場合でも同様であることは、大阪高判昭 29.2.9 高刑 7 巻 1 号 64 頁『最高裁判所ホームページ』 <<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/6D7D7F7909E81AF349256CFA0006ED16.pdf>>
- <sup>19</sup> 「法制審議会民法成年年齢部会第 13 回会議配付資料 世界各国・地域の選挙権年齢及び成人年齢」『法務省ホームページ』(平 21.3.27) <<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/090327-1-14.pdf>>
- <sup>20</sup> 「法制審議会民法成年年齢部会第 7 回会議配付資料 諸外国における成年年齢等の調査結果」『法務省ホームページ』(平 20.9.9) <<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/080909-1-18.pdf>>
- <sup>21</sup> 第 151 回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第 2 号 17 頁(平 13.6.6) (片山虎之助総務大臣の発言)
- <sup>22</sup> 「18 歳成人 識者の意見」『毎日新聞』(平 20.3.3)
- <sup>23</sup> 「21 世紀日本の構想」懇談会(座長は、河合隼雄国際日本文化研究センター所長)「日本のフロンティアは日本の中にある—自立と協治で築く新世紀—」『首相官邸ホームページ』(平 12.1) <<http://www.kantei.go.jp/jp/21century/houkokusyo/index2.html>>
- <sup>24</sup> 民主党ネクストキャビネット「18 歳以上に大人としての権利と責任を」『民主党ホームページ』(平 12.5.23) <<http://www.dpj.or.jp/news/?num=11318>>、「公明党マニフェスト 2007 政策集」『公明党ホームページ』(平 19.6.14) <<http://www.komei.or.jp/policy/policy/pdf/jutenseisaku2007.pdf>>、「2009 総選挙特集 13 若い世代」『共産党ホームページ』 <[http://www.jcp.or.jp/seisaku/2008/20081003\\_senkyo-seisaku-bunya/index.php?bunya=13](http://www.jcp.or.jp/seisaku/2008/20081003_senkyo-seisaku-bunya/index.php?bunya=13)>、及び「社民党マニフェスト 2007」『社民党ホームページ』(平 19.6) <<http://www5.sdp.or.jp/central/seisaku/manifesto07s.html>>
- <sup>25</sup> 「成年年齢の引下げ等に関する法律案」『民主党ホームページ』(平 12.10.26) <<http://www.dpj.or.jp/news/?num=11295>>
- <sup>26</sup> 第 163 回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 3 号 10 頁(平 17.10.13) (高見勝利上智大学大学院法学研究科教授の発言)
- <sup>27</sup> 高橋亮平ほか『18 歳が政治を変える!』(現代人文社 平 20.10) 94 頁

- <sup>28</sup> 第166回国会参議院総務委員会会議録第17号10頁(平19.5.22)(菅義偉総務大臣の発言)、及び第162回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会会議録第3号14頁(平17.3.15)(南野知恵子青少年育成及び少子化対策担当大臣の発言)
- <sup>29</sup> 高橋亮平ほか『18歳が政治を変える!』(現代人文社 平20.10)99頁
- <sup>30</sup> 「法制審議会民法成年年齢部会第2回会議議事録」9、14頁『法務省ホームページ』(平20.4.15)〈<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/080415-1-1.pdf>〉
- <sup>31</sup> 嶋津格「法と年齢規定」『都市問題』98巻7号(平19.7)5頁
- <sup>32</sup> 第163回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第3号2頁(平17.10.13)(高見勝利上智大学大学院法学研究科教授の発言)
- <sup>33</sup> 第165回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第3号5頁(平18.10.26)(加藤勝信衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)。ただし、言うまでもないが、発言者がこの説明によって主張しようとしていることは、投票権を選挙権年齢に満たない若者にも付与することより、むしろ選挙犯罪者にも付与することであると思われる。
- <sup>34</sup> 第164回国会衆議院本会議会議録第33号7頁(平18.6.1)(枝野幸男衆議院議員(民主党)の発言)
- <sup>35</sup> 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第9号(その2)15頁(平19.5.8)(山口二郎北海道大学大学院教授の発言)、保岡興治「18歳投票権が問いかける法体系の整合性」『都市問題』98巻7号(平19.7)10頁、第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第12号(その1)25頁(平19.5.11)(保岡興治衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)、第165回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第8号8頁(平18.12.7)(加藤勝信衆議院議員(自民党)・国民投票法発議者の発言)、及び前掲脚注34。ただし、言うまでもないが、各発言者がその説明によって主張しようとしていることは、投票権年齢と選挙権年齢が異なることもあり得るものでは必ずしもないと思われる。
- <sup>36</sup> 前掲脚注32
- <sup>37</sup> 第151回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第2号18頁(平13.6.6)(遠藤和良総務副大臣の発言)
- <sup>38</sup> 「「18歳は成人」反対56%」『朝日新聞』(平20.12.10)
- <sup>39</sup> 「18歳成人「反対」6割」『読売新聞』(平20.4.20)
- <sup>40</sup> 「成人年齢「20歳以上でよい」70%」『読売新聞』(平20.3.7)
- <sup>41</sup> 最大判昭43.12.4刑集22巻13号1425頁(いわゆる三井美唄労働組合事件)『最高裁判所ホームページ』(http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/C96AB946DE6FB89849256A850030ABFF.pdf)
- <sup>42</sup> 前掲脚注37
- <sup>43</sup> 第91回帝国議会貴族院議事速記録第5号 参議院議員選挙法案 第一読会 62頁(昭21.12.5)(大村清一内務大臣の発言)、及び第91回帝国議会衆議院参議院議員選挙法案委員会会議録2回6頁(昭21.12.21)(郡内務事務官の発言)
- <sup>44</sup> 「主要国の各種法定年齢」33、34頁『国立国会図書館ホームページ』(平20.12.1)〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/200806.pdf>〉
- <sup>45</sup> 樋口陽一「第4章 国会」樋口陽一ほか『注解法律学全集3 憲法3 第41条～第75条』(青林書院 平10.12)61頁
- <sup>46</sup> 高橋亮平ほか『18歳が政治を変える!』(現代人文社 平20.10)96頁
- <sup>47</sup> 田中宗孝「被選挙権年齢も見直しを」『都市問題』98巻7号(平19.7)27頁
- <sup>48</sup> 「成年年齢引下げに関する論点整理」『民主党ホームページ』(平20.7.22)〈<http://www.dpj.or.jp/news/?num=13748>〉
- <sup>49</sup> 「社民党マニフェスト2007」『社民党ホームページ』(平19.6)〈<http://www5.sdp.or.jp/central/seisaku/manifesto07s.html>〉
- <sup>50</sup> 「検察審査会」『最高裁判所ホームページ』〈<http://www.courts.go.jp/kensin/>〉
- <sup>51</sup> 第166回国会衆議院法務委員会会議録第17号13頁(平19.5.18)(長勢甚遠法務大臣の発言)
- <sup>52</sup> 嶋津格「法と年齢規定」『都市問題』98巻7号(平19.7)8頁
- <sup>53</sup> 前掲脚注48
- <sup>54</sup> 「裁判員制度Q&A」『最高裁判所ホームページ』〈[http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c8\\_2.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c8_2.html)〉によれば、陪審制度とは、犯罪事実の認定(有罪かどうか)は陪審員のみが行い、裁判官は法律問題(法解釈)と量刑を行う制度である。参審制度とは、裁判官と参審員が一つの合議体を形成して、犯罪事実の認定や量刑のほか、法律問題についても判断を行う制度である。裁判員制度は、裁判員と裁判官が合議体を形成するという点では参審制度と同様であるが、裁判員は事実認定と量刑を行い、法律問題は裁判官のみで行う点で参審制度とは異なる。裁判員が事件ごとに選任される点では陪審制度と同様である。
- <sup>55</sup> 「世界各国の市民裁判参加制度」『日本弁護士連合会ホームページ』〈[http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen\\_judge/about/column1.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/about/column1.html)〉
- <sup>56</sup> 高梨公之ほか「成年」谷口知平ほか『新版 注釈民法(1) 総則(1)』(有斐閣 平14.11)294～299頁

- 57 前掲脚注 19
- 58 前掲脚注 20
- 59 前掲脚注 19
- 60 「民法の成年年齢引下げの是非についての意見書」1頁『日本弁護士連合会ホームページ』（平20.10.21）〈<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/20081021.pdf>〉
- 61 「法制審議会民法成年年齢部会第9回会議議事録」39頁『法務省ホームページ』（平20.10.21）〈<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/081021-1-1.pdf>〉
- 62 「法制審議会民法成年年齢部会第10回会議議事録」26頁『法務省ホームページ』（平20.11.18）〈<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/081118-1-1.pdf>〉
- 63 「「18歳成人」議論開始」『朝日新聞』（平20.2.14）
- 64 「オピニオン 成人年齢 引き下げ」『産経新聞』（平21.4.3）
- 65 「成人年齢 識者の意見」『読売新聞』（平20.12.17）、及び「早期に主権者の自覚」『毎日新聞』（平20.3.2）
- 66 「法制審議会民法成年年齢部会第5回会議議事録」13～14頁『法務省ホームページ』（平20.7.1）〈<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/080701-1-1.pdf>〉
- 67 民主党ネクストキャビネット「18歳以上に大人としての権利と責任を」『民主党ホームページ』（平12.5.23）〈<http://www.dpj.or.jp/news/?num=11318>〉、及び不破哲三「成人年齢を「18歳以上」に引き下げ、選挙権と一体の解決を提唱する」『共産党ホームページ』（平12.6.7）〈[http://www.jcp.or.jp/seisaku/kodomo\\_edu/2000608\\_syiybeb\\_18sai.html](http://www.jcp.or.jp/seisaku/kodomo_edu/2000608_syiybeb_18sai.html)〉
- 68 前掲脚注 64、及び「成熟年齢と一層乖離」『毎日新聞』（平20.3.2）
- 69 「基礎からわかる「成人年齢」」『読売新聞』（平20.3.1）
- 70 「法制審議会民法成年年齢部会第11回会議配付資料 民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」13頁『法務省ホームページ』（平20.12.16）〈<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/081216-1.html>〉
- 71 「18歳成人見送り 国民投票法と整合性取れず」『東京新聞』（平20.12.17）
- 72 第151回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第2号16頁（平13.6.6）（遠藤和良総務副大臣の発言）、第63回国会閉会衆議院公職選挙法改正に関する特別委員会議録第2号3～4頁（昭45.9.4）（荒井勇内閣法制局第三部長の発言）、及び前掲脚注 17
- 73 「法制審議会民法成年年齢部会第11回会議配付資料 民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」16頁『法務省ホームページ』（平20.12.16）〈<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/081216-1.html>〉
- 74 「民法の成年年齢引下げの是非についての意見書」7頁『日本弁護士連合会ホームページ』（平20.10.21）〈<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/20081021.pdf>〉
- 75 佐藤功『ポケット註釈全書 憲法（上） 新版』（有斐閣 平7.9）260頁、中村睦男「第3章 国民の権利および義務」樋口陽一ほか『注解法律学全集1 憲法1 前文・第1条～第20条』（青林書院 平6.9）339頁、及び尾吹善人「第3章 国民の権利及び義務」伊藤正己ほか『注解憲法 第三版』（有斐閣 平11.5）53頁
- 76 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第4号23頁（平19.4.19）（寺田逸郎法務省民事局長の発言）
- 77 本文中引用した世論調査の結果を除く6件の世論調査の結果は、前掲脚注 64、「成人年齢下げ、過半数が「反対」」『時事通信社ホームページ』（平20.3.16）〈[http://www.jiji.com/jc/c?g=soc\\_30&k=2008031600054](http://www.jiji.com/jc/c?g=soc_30&k=2008031600054)〉、「18歳で成人「反対」61%」『NHKホームページ』（平20.3.11）〈<http://www.nhk.or.jp/news/2008/03/11/d20080311000012.html>〉、前掲脚注 40、「「18歳成人」女性の反対66%」『毎日新聞』（平20.3.3）、及び「「18歳から成人」賛否は拮抗」『日経新聞』（平20.3.3）
- 78 内閣府大臣官房政府広報室「民法の成年年齢に関する世論調査」『内閣府ホームページ』（平20.7）〈<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-minpou/index.html>〉
- 79 前掲脚注 38
- 80 前掲脚注 39
- 81 東京高判平3.7.12 高刑44巻2号123頁（いわゆる女子高校生監禁殺人事件）『最高裁判所ホームページ』（[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=20261&hanreiKbn=02](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=20261&hanreiKbn=02)）
- 82 第2回国会参議院司法委員会会議録第47号4～5頁（昭23.6.25）（佐藤藤佐法務行政長官の発言）
- 83 「主要国の各種法定年齢」4頁『国立国会図書館ホームページ』（平20.12.1）〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/200806.pdf>〉
- 84 「民法の成年年齢引下げの是非についての意見書」9頁『日本弁護士連合会ホームページ』（平20.10.21）〈<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/20081021.pdf>〉
- 85 荒木伸怡「少年法の対象年齢を引き下げてはいけない」『都市問題』98巻7号（平19.7）19頁
- 86 民主党ネクストキャビネット「18歳以上に大人としての権利と責任を」『民主党ホームページ』（平12.5.23）〈<http://www.dpj.or.jp/news/?num=11318>〉

- 87 「2009 総選挙特集 25 司法・警察」『共産党ホームページ』〈[http://www.jcp.or.jp/seisaku/2008/20081003\\_senkyo-seisaku-bunya/index.php?bunya=25](http://www.jcp.or.jp/seisaku/2008/20081003_senkyo-seisaku-bunya/index.php?bunya=25)〉
- 88 前掲脚注 69
- 89 前掲脚注 38
- 90 前掲脚注 39
- 91 前掲脚注 39
- 92 前掲脚注 40
- 93 上野雅和「婚姻年齢」青山道夫ほか『新版 注釈民法 (21) 親族 (1)』(有斐閣 平 4.3) 193 頁
- 94 前掲脚注 86
- 95 「法制審議会民法成年年齢部会第 11 回会議配付資料 民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」26 頁『法務省ホームページ』(平 20.12.16) 〈<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/081216-1.html>〉
- 96 平岡秀夫「国民投票権年齢の早期「確定」を」『都市問題』98 巻 7 号 (平 19.7) 17 頁
- 97 蓑輪眞澄ほか「若年における喫煙開始年齢がもたらす悪影響」『保健医療科学』54 巻 4 号 (平 17.12) 262～267 頁
- 98 前掲脚注 39
- 99 「「18 歳から成人」賛否は拮抗」『日経新聞』(平 20.3.3)
- 100 仲野暢子「たばこ規制枠組条約から見た未成年者喫煙対策のあり方」『保健医療科学』54 巻 4 号 (平 17.12) 313～314 頁
- 101 尾崎米厚「青少年の喫煙行動、関連要因、および対策」『保健医療科学』54 巻 4 号 (平 17.12) 285 頁
- 102 “Tobacco control country profiles Second edition 2003 Appendix B:Legislation”『WHO (世界保健機関) ホームページ』〈[http://www.who.int/tobacco/global\\_data/country\\_profiles/Appendix\\_B.pdf](http://www.who.int/tobacco/global_data/country_profiles/Appendix_B.pdf)〉
- 103 前掲脚注 69
- 104 前掲脚注 48
- 105 「もの知り講座」『STOP! 未成年者飲酒ホームページ』〈<http://www.stop-underageddrinking.com/lesson/lesson01.html>〉
- 106 蓑輪眞澄ほか「若年における喫煙開始年齢がもたらす悪影響」『保健医療科学』54 巻 4 号 (平 17.12) 268 頁
- 107 前掲脚注 39
- 108 前掲脚注 40
- 109 前掲脚注 99
- 110 「「最低飲酒年齢は 21 歳」の是非を改めて問う」『日経 B P』(平 21.4.30) 〈<http://www.nikkeibp.co.jp/article/column/20090430/150124/>〉
- 111 前掲脚注 20
- 112 「18 歳から酒を飲ませろ、全米 100 大学の学長が署名」『産経新聞』(平 20.8.20)
- 113 前掲脚注 110
- 114 「未成年者の飲酒実態」『キリンビールホームページ』〈[http://www.kirin.co.jp/about/knowledge/problem\\_1\\_1.html](http://www.kirin.co.jp/about/knowledge/problem_1_1.html)〉
- 115 “Global Status Report: Alcohol Policy Country Profiles”『WHO (世界保健機関) ホームページ』〈[http://www.who.int/substance\\_abuse/publications/alcoholpolicycountryprofiles/en/index.html](http://www.who.int/substance_abuse/publications/alcoholpolicycountryprofiles/en/index.html)〉
- 116 前掲脚注 69
- 117 最大判昭 25.11.22 刑集 4 巻 11 号 2380 頁『最高裁判所ホームページ』〈<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/BC2CB1CFA968505E49256A850041B199.pdf>〉。なお、大判大 3.10.7 刑録 20 巻 1816 頁 青山善充ほか『判例六法 平成 20 年版』(有斐閣 平 19.11) 1775 頁によれば、賭博とは、勝敗が客観的に不確定でなくても、少なくとも主観的に不確定な事実によって財物を獲得することである。また、大判大 3.7.28 刑録 20 巻 1548 頁 青山善充ほか『判例六法 平成 20 年版』(有斐閣 平 19.11) 1775～1776 頁によれば、賭博罪と富くじ発売等の罪との違いは、抽選の方法によって勝敗を決するか否か、財物の所有権を提供と同時に失うか否か、当事者双方が危険を負担するか否かにある。
- 118 第 166 回国会衆議院農林水産委員会議録第 17 号 13 頁 (平 19.5.30) (三浦法務大臣官房審議官の発言)
- 119 第 159 回国会衆議院農林水産委員会議録第 20 号 16 頁 (平 16.6.1) (亀井善之農林水産大臣の発言)
- 120 第 120 回国会衆議院農林水産委員会議録第 11 号 21 頁 (平 3.4.17) (岩崎農林水産省畜産局長の発言)
- 121 前掲脚注 39
- 122 前掲脚注 48
- 123 第 142 回国会衆議院文教委員会議録第 10 号 8～9 頁 (平 10.5.8) (船田元衆議院議員 (自民党)・スポーツ振興投票の実施等に関する法律発議者の発言)
- 124 第 120 回国会参議院予算委員会議録第 16 号 7 頁 (平 3.4.5) (下条進一郎厚生大臣の発言)
- 125 「年金制度のしくみ」『社会保険庁ホームページ』〈<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/kokumin/02.html>〉

<sup>126</sup> 前掲脚注 124

<sup>127</sup> 「調査研究シリーズ（各国の年金制度）」『年金と経済』26巻4号（平20.1）32～55頁『年金シニアプラン総合研究機構ホームページ』（<http://www.nensoken.or.jp/tyousakenkyu/pdf/nk200801.pdf>）

<sup>128</sup> 前掲脚注 48